

「たかさご食べきり運動」協力店募集要領

1 目的

飲食店から排出される食べ残し等による生ごみ（以下、「食べ残し等のごみ」という。）の発生抑制と減量化を推進するために、食べ残し等のごみを減らす取組みを実施する飲食店等を「たかさご食べきり運動」協力店として募集・登録し、その取組みを広く市民に周知することで、物に対して感謝し、大切にすることを育み、食べ残し等のごみを減らすことを目的とする。

2 対象事業所

高砂市内で営業する飲食店

3 協力店の要件

次に示す「食べ残し等のごみを減らす」取組み項目を1つ以上実施する飲食店を「たかさご食べきり運動」協力店として登録する。

- (1) 小盛メニュー等の導入
 - ・多様な分量のメニューの設定
 - ・分量の多い少ないなどのメニューの設定 など
- (2) 持ち帰り希望者への対応
 - ・希望者へ消費期限等の説明をした上で持ち帰りを提供
 - ・持ち帰り可能な店内案内を実施
 - ・持ち帰り容器の設置 など
- (3) 食べ残しを減らすための呼びかけ
 - ・ポスター、卓上のぼりなどの掲示 など
- (4) 小盛割引や食べきり割引の実施
 - ・ポイント加算、クーポン券の配付 など
- (5) その他の取組み（市が認めるもの）

4 取組み内容

- (1) 協力店は上の要件で選択した取組みを積極的に実施し、食べ残しゼロ、生ごみの発生抑制に努める。
- (2) 協力店は交付されたポスター等を店舗内の見やすい場所へ掲示し、食べ残しを減らす方法をPRするなど、この取組みについて積極的に周知を図る。

5 申込み方法

- (1) 協力店に登録を希望する飲食店等の代表者（以下、「申請者」という。）は申込書（様式1）を市へ郵送、FAX、メール又は持参のいずれかの方法で提出する。
なお、申請者は応募した時点で、店舗情報を市のホームページ等へ掲載することに承諾したものとみなす。

(2) 市は申込書の内容を確認し、適当と認めた場合は登録名簿へ掲載するとともに、申請者に対し、ポスター等を交付する。

6 市の役割

- (1) 市は、登録された協力店を市のホームページ等で紹介する。
- (2) 市民自らが食品廃棄の抑制に努めるように、意識啓発を図る。

7 登録内容の変更

協力店は、申込書（様式1）に記載した内容に変更が生じた場合は、内容変更届（様式2）を速やかに市へ提出するものとする。

8 協力店の辞退

協力店は、事情により取組みができなくなったときは、辞退届（様式3）を市へ提出するものとする。

9 登録の抹消

- (1) 市は、協力店が要件を満たしていない又は信用を失墜する行為を行うなど協力店として適当でないと判断した時は、登録を抹消することができる。
- (2) 市は、協力店の登録を抹消した場合は、登録名簿及び市ホームページなど掲載情報から削除する。
- (3) 登録を抹消された協力店は、速やかにポスター等の掲示を取止めるものとする。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成29年4月30日）

改正後の要領は、平成29年5月1日から施行する。